

# 平成26年度事故防止対策支援推進事業 (先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援) 募集要領 (第2次募集)

## 1. 補助事業の概要

### (1) 補助内容

ASV装置の導入に対する支援

### (2) 補助対象事業者

① 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業を営業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者である者

（注）中小企業基本法第2条第1項第1号：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

② ①に該当する者に補助対象装置が導入された事業用自動車を貸し渡す者（リース事業者）

### (3) 補助対象装置

バスの後付け衝突被害軽減ブレーキ

### (4) 補助対象車種

補助対象装置を搭載する事業用のバス

### (5) 補助対象期間（申請書受付期間：平成27年1月13日～平成27年2月27日）

平成27年3月20日までに補助対象装置を取得することを条件に申請  
（原則、装置取得より土日・祝日を除いて10日以上前までに申請）

### (6) 補助率

取得に要する経費の1/2（ただし、1車両あたり補助限度額は15万円）

### (7) 補助採択の方針

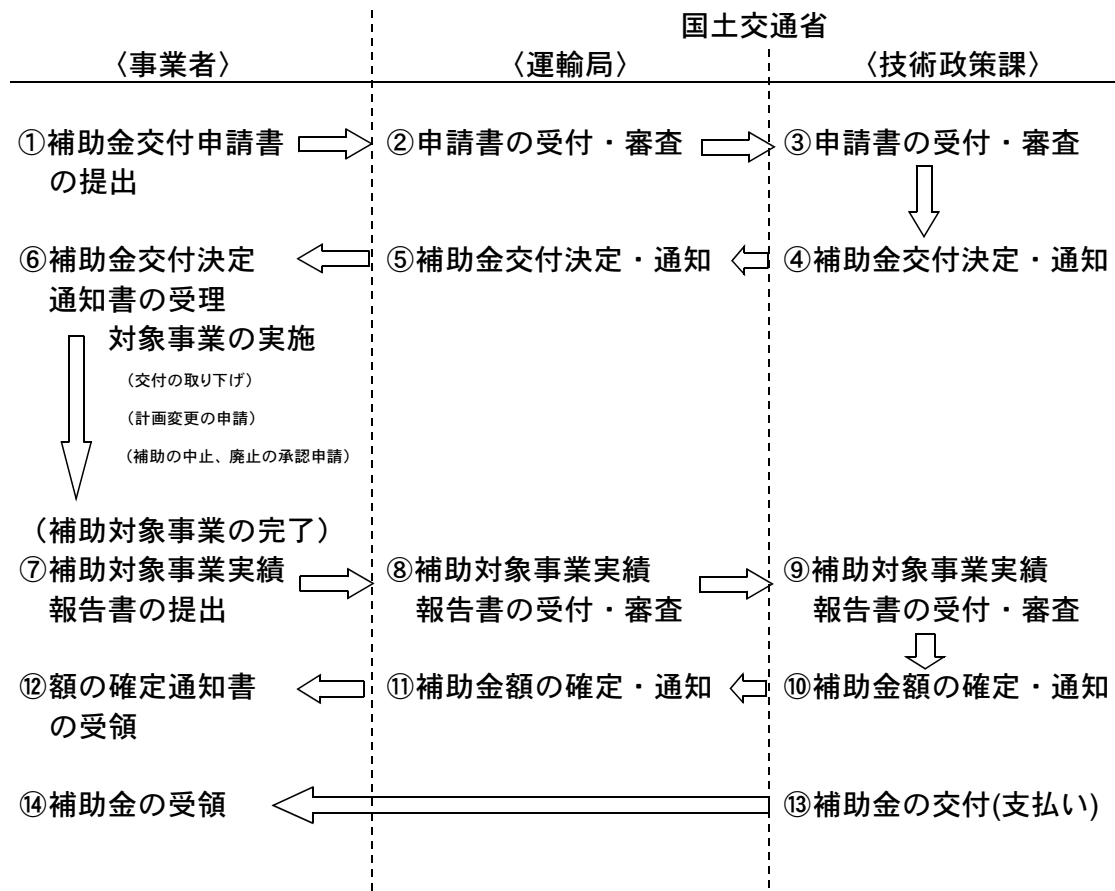
補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(i) 補助対象者が自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）の場合は、安全マネジメントに関する指針に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定すること

- (ii) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額以上であること。
- (iii) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、補助対象となる機器のリース期間が原則として5年を超えることとし、リース契約期間が当該期間を経過していない場合は、その契約期間満了後も取得から当該期間を超えるまでの間補助対象となる自動車運送事業者に当該機器を確実に貸し渡すことが見込まれること。
- (iv) 補助対象機器購入等の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則（ローンなどによる支払いの場合は補助金の交付はされません）とするが、振出日から3ヶ月以内に支払期日（満期日）が到来する約束手形（本人手形に限る）についても認めるものとする。
- (v) 同一事業において、他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けないこと。
- (vi) 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施に係る調査を行う場合があり、その場合は調査に協力すること。

## 2. 補助金交付までの流れ

【フローチャート】



① 補助金交付申請書の提出

補助金の交付申請をしようとする補助対象事業者は、下記の書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局等に提出すること。(1)~(4)については3部(1部は地方運輸局分、2部は国土交通本省分)、(5)~(12)については2部(地方運輸局及び国土交通本省分)提出すること。詳細はホームページ掲載資料を参照のこと。

- (1) 交付要綱第1号様式
- (2) 実施要領別紙1(別紙1 事業計画書)
- (3) 実施要領別紙2(別紙2 事業経費所要額等調書)
- (4) 振込先調書
- (5) 自動車運送事業報告規則第2条に掲げる事業報告書(以下「事業報告書」という。)(補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸し渡し先の自動車運送事業者の事業報告書)
- (6) 安全マネジメントに関する書類
- (7) 申請者(リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者)が中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者であることを証する書類(事業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等)
- (8) 補助対象経費の基礎となる見積書又は補助対象経費の基礎となる仕様書
- (9) 自動車検査証の写
- (10) (申請者がリース事業者の場合)貸与料金の算定根拠明細書
- (11) (申請者がリース事業者の場合)申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類(登記簿謄本の写し、貸借対照表及び損益計算書等)
- (12) (申請者がリース会社の場合で当初のリース契約期間が財産処分制限期間を経過していない場合)取得後5年を超えるまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸渡すことを証する書類

② 申請の受付、審査、交付決定

補助対象事業者から受け取った申請書は、国土交通省において所要の審査を行った後、補助金を交付すべきものと認められた場合、予算の範囲内において交付決定を行う。

③ 交付申請の取下げ

補助金の交付決定を受けた事業者は、補助金の決定の内容又はその条件に不服があるときは、補助金の交付決定通知後20日以内に、交付要綱の別紙第3号様式による自動車事故対策費補助金交付申請取下届出書を提出することで、補助金の申請を取り下げる事が出来る。

④ 計画変更の申請

事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ交付要綱の別紙第4号様式による補助対象事業の計画変更承認申請書を提出して、その承認を受けなければならない。ただし交付要綱第7条2項に掲げるものについては軽微な変更届出を出せば、計画変更の申請は不要である。

⑤ 補助の中止、廃止の申請

事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ交付要綱の別紙第5号様式による補助対象事業の中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

⑥ 補助対象事業実績報告書の提出

事業者は、補助対象事業が完了した日から1ヶ月以内又は平成27年3月30日のいずれか早い日までに下記の書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局に提出すること。(1)~(3)については3部（1部は地方運輸局分、2部は国土交通本省分）、(4)~(8)については2部（地方運輸局及び国土交通本省分）提出すること。詳細はホームページ掲載資料を参照のこと。

- (1) 交付要綱第7号様式（実績報告書）
- (2) 実施要領別紙4（実績報告書別紙）
- (3) 交付要綱第9号様式（請求書）
- (4) 補助対象装置を購入した際の領収書の写
- (5) 振込証明書又は通帳の写  
(補助対象装置を申請者が支出したことを証明する確約書の代用可)
- (6) 補助対象装置の納品書の写
- (7) 補助対象装置の設置したことを確認するに足りる書類(自動車製作者による搭載証明書)
- (8) (申請者がリース事業者の場合)賃貸契約書、貸与料金算定根拠明細書の写

⑦ 補助対象事業実績報告書の受付、審査、額の確定

補助対象事業者から受け取った報告書は、国土交通省において所要の審査を行い、補助対象事業の成果が交付決定内容に適合すると認められた場合、交付すべき額の確定をし当該事業者へ通知する。

### 3. 補助金交付申請書兼実績報告書の受付期間等

【申請受付期間】

平成27年1月13日～平成27年2月27日

【申請受付場所】

最寄りの各地方運輸局、運輸支局(沖縄の場合は沖縄総合事務局で受付を行います)

【申請受付時間】

9時～16時

【申請受付方法】

各地方運輸局申請受付場所への申請書類持ち込み

### 4. 注意事項

補助金交付申請状況において、予算額に達した場合には、その日をもって受付を締め切ることとします。また、その旨について翌日までに公表を行います。

### 5. 補助金交付申請の窓口

補助金交付申請の問い合わせや受付は別添に記載している各運輸局窓口、もしくは各運輸支局窓口にて行っております。